

# 吉見町高齢者補聴器購入費助成事業

聴力機能の低下により家族や周りの人とコミュニケーションがとりにくい高齢の方に、補聴器の購入にかかる費用の一部を助成します。

## ◆ 助成対象者 以下のすべてに該当する方

- ① 吉見町に住んでいる満65歳以上の方
- ② 聴覚障害の身体障害者手帳の交付を受けていない方
- ③ 耳鼻咽喉科の診断結果（意見書）を得られる方  
（両耳の聴力レベルが40dB以上70dB未満の方）



※申請時または相談時に医師が作成する意見書の用紙をお渡ししますので、その用紙を持って耳鼻咽喉科医の診断を受けてください。

※受診に係る費用、意見書作成の費用は自己負担となります。

- ④ 町税等を滞納していない方



耳掛け型補聴器

## ◆ 助成対象費用

医療機器認定を取得した補聴器本体の購入費用として、1人につき20,000円を上限に助成します（購入費用が上限額に満たない場合は購入額を助成します）。

※対象は装用効果の高い左右いずれかの耳に装用する補聴器本体1台分です。

※助成は1人につき1回限りで、集音器の購入及びメンテナンス・故障・修理等は対象外です。

※助成決定通知より先に補聴器を購入した場合、助成の対象外になります。

## ◆ 申請方法

裏面を参照してください。

### お問い合わせ

吉見町役場 長寿福祉課 福祉係 （1階4番窓口）  
電話 0493-63-5012 FAX 0493-54-4970

「難聴」によりコミュニケーションが少なくなったり社会との関わりが減ったりすることで認知機能に影響が出る可能性があると言われていています。聞こえにくいと感じたら早めに耳鼻咽喉科を受診する等して相談しましょう。



# 申請から助成までの流れ

申請者

町役場

町役場

## 1 申請書を町役場に提出

申請書を記入し、長寿福祉課福祉係（役場1階4番窓口）に提出してください。申請書は、長寿福祉課福祉係、地域包括支援センター（保健センター内）、町ホームページより入手できます。



## 2 医師の診断を受け意見書を提出

医師が作成する意見書の用紙を持って医師の診断を受けます。補聴器が必要と認められたら、医師が作成した意見書に検査結果を貼付し、町役場に提出してください。

## 3 補聴器販売店で補聴器を購入

補聴器を購入します。購入時に必ず店舗から領収書を受け取ってください。  
※医療機器認定を取得した補聴器本体のみ  
※領収書は対象者氏名、購入日付、購入品、型番、金額、発行者、発行者印が入っていれば様式は問いません。



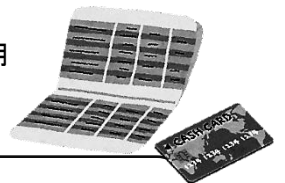
助成決定通知より先に購入した場合、助成の対象外となります！

## 4 補聴器購入の領収書と請求書を町役場に提出

領収書（原本）と「請求書兼口座振替依頼書」を長寿福祉課福祉係（役場1階4番窓口）に提出してください。



※請求期間は、助成決定した月の翌月から1年以内となります。



## III 指定された口座に助成金の振込

指定口座に助成金を振り込みます。請求から振込までにか一か月程度かかります。

## I 申請内容を確認

町役場で申請内容を確認し、助成対象となるか（障害者手帳の有無・町税等の滞納状況）を審査します。  
助成対象となる場合に医師が作成する意見書の用紙をお渡しします。

## II 助成の可否を決定

医師が作成した意見書を確認し、助成の可否を決定します。  
助成決定者に「助成金交付決定通知書」および「請求書兼口座振替依頼書」を送付します。

